

全 住 協 第 3 3 2 号  
令 和 2 年 2 月 2 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局長 米 山 篤 史

**建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について**

国土交通省から、令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の内容を踏まえ、標記について周知依頼がありましたので、お知らせします。内容は別紙のとおりです。

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



印影印刷

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

記

別添1のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の内容を踏まえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年4月末まで、実施を控えていただくよう通知しています。

また、同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開設を予定している等、特別な事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年4月末まで、講習の実施を控えていただくとともに、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者に周知するよう通知しています。

近日中に建築士定期講習を受講しない場合に、建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースも想定されますが、こうした新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により当該責務を果たせなくなるケースについても、現段階では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うことを予定しており、また、別添2のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

これら要請及び上述の建築士法上の取り扱いに関する考え方について、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

なお、5月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、中島

TEL : 03-5253-8513

参考：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（抜粋）

（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

#### 4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

##### (1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

#### 5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。（以下略）